		Ⅰ　令和5年度就学援助制度の実施について																															
		1　就学援助制度の周知方法																															
都道府県	市町村名	（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの１つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						（8）（7）のカの内容
		ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助の入学説明を配布	カ．入学時に就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他			ア．申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ．随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月の翌月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け付け、締切を設定し、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付	ウ．援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	
岩手県	盛岡市	○	○	○	○	○		○			○	市公式SNS上で周知					○	年度当初分は申請締切を設定しており、期間内の申請があったものを年度当初から援助。 その他随時申請は受付付けており、申請日から援助。	○	○							○		○	○			
岩手県	宮古市	○			○	○		○							○					○										○			
岩手県	大船渡市	○				○		○							○					○									○	○			
岩手県	花巻市	○	○	○		○	○	○			○	就学時健康診断の案内通知に入学前支給のチラシを同封			○					○							○						
岩手県	北上市	○		○		○		○			○	就学時健康診断の案内通知に入学前支給の案内を同封			○					○									○	○			
岩手県	久慈市	○	○	○				○			○	保育園を通じて小学校入学前の新一年生の保護者に対し制度周知のチラシを配布			○						○								○				
岩手県	遠野市	○	○	○		○	○	○							○					○										○			
岩手県	一関市	○	○			○	○	○			○	児童扶養手当証書の送付に併せて案内を配布			○					○									○	○			
岩手県	陸前高田市	○	○	○		○	○	○							○					○	○	○			○				○	○			
岩手県	釜石市	○			○	○	○	○							○					○	○								○	○			
岩手県	二戸市	○			○			○							○					○							○			○			
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○		○							○					○							○						
岩手県	奥州市		○		○			○							○					○										○			
岩手県	滝沢市	○	○	○			○	○							○										○	要保護：申請不要、準要保護：申請を希望する者が学校に提出	○						
岩手県	雫石町	○	○		○	○		○							○					○	○	○					○			○			
岩手県	葛巻町	○		○	○		○	○						○								○					○			○			
岩手県	岩手町			○		○		○							○					○									○	○			
岩手県	雫石町	○		○		○		○							○					○										○			
岩手県	矢巾町			○	○	○		○							○							○										○	全児童生徒の保護者が目にするよう、全員に制度の案内文書を配布している。
岩手県	西和賀町							○							○							○					○						
岩手県	金ケ崎町	○			○			○							○					○										○			
岩手県	平泉町	○	○		○	○		○			○	就学時健診の結果通知とともに「就学援助のお知らせ」を配付			○							○					○			○			
岩手県	住田町	○		○		○		○						○						○							○			○			
岩手県	大槌町		○			○		○							○					○										○			
岩手県	山田町	○	○			○		○							○					○							○			○			
岩手県	岩泉町	○	○				○	○							○					○	○	○							○	○			
岩手県	田野畑村	○						○							○								○				○						
岩手県	普代村					○		○			○	・各学校に対して制度を書面で通知。 ・入学前に子ども園で就学援助制度の書類を配布。			○					○												○	入学説明会で、担当者が保護者へ口頭での説明をしている。
岩手県	軽米町	○		○		○	○	○							○							○					○			○			
岩手県	野田村					○		○							○					○							○						
岩手県	九戸村	○			○	○	○	○							○					○													
岩手県	洋野町	○			○	○	○	○							○					○									○	○			
岩手県	一戸町		○	○		○	○	○							○					○					○	福祉部局と連携し、援助の必要がある場合は学校や教育委員会へ相談するよう案内をしている。	○						

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	＜小学校＞（2）（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所や案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	＜小学校＞（6）（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、（入学前支給の）①周知時期②申請期日③（アの場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給と法案なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
33	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	2	1	7	23	0	14	11	12	15	12	5	4	0	2	8	8	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	盛岡市	○							○									○				○	○	○	○		○				○	市公式SNS上で周知							
岩手県	宮古市	○							○										○			○	○		○														
岩手県	大船渡市	○							○										○											○									
岩手県	花巻市	○							○											○		○	○	○		○					○	就学時健康診断の案内通知に入学前支給のチラシを同封							
岩手県	北上市	○							○										○												○	就学時健診の案内通知に入学前支給の案内を同封							
岩手県	久慈市	○							○											○		○	○	○		○	○												
岩手県	遠野市	○							○										○					○															
岩手県	一関市	○							○											○						○					○	学校給食費の納付方法確認の書類に併せて案内を送付							
岩手県	陸前高田市	○							○											○		○	○	○		○		○											
岩手県	釜石市	○							○										○						○	○													
岩手県	二戸市	○							○											○		○			○														
岩手県	八幡平市	○							○										○			○	○	○	○	○													
岩手県	奥州市	○							○											○					○														
岩手県	滝沢市	○							○								○														○	就学時健康診断の通知を市から送付する際、案内文書を同封している。							
岩手県	雫石町	○							○											○		○	○		○														
岩手県	葛巻町	○							○											○		○		○	○														
岩手県	岩手町	○							○											○								○			○	入学通知とあわせて入学予定保護者全員に周知							
岩手県	雫石町	○							○										○			○			○														
岩手県	矢巾町	○							○											○											○	就学時検診の結果書類とともに配布し、全保護者が目にするようにしている。							
岩手県	西和賀町	○							○											○				○		○													
岩手県	金ケ崎町	○							○											○					○														
岩手県	平泉町	○							○											○		○	○		○	○					○	就学時健診の結果通知とともに「就学援助のお知らせ」を配付							
岩手県	住田町	○							○											○		○		○		○	○												
岩手県	大槌町	○							○											○					○														
岩手県	山田町	○							○											○			○	○															
岩手県	岩泉町	○							○											○		○	○					○		○									
岩手県	田野畑村	○							○											○							○												
岩手県	普代村	○							○											○							○												
岩手県	軽米町	○							○											○		○		○		○													
岩手県	野田村	○							○											○						○													
岩手県	九戸村	○							○											○					○														
岩手県	洋野町	○							○								○								○														
岩手県	一戸町	○							○											○			○	○	○	○		○											

都道府県	市町村名	<中学校> ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学用品やその費用も無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校> (2)(1)のカの内容	<中学校> ア．令和4年度(令和5年度新入学分)以前	イ．令和5年度(令和6年度新入学分)	ウ．令和6年度(令和7年度新入学分)以降	エ．未定	<中学校> ア．8月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月初旬(入学式前)	<中学校> ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務量が増加するから	エ．(入学前支給とは異なる)自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校> (6)(5)のエ及びオの内容	3．家計急変世帯の認定について(準要保護) (1) 当てはまるもの1つに○ ア．従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に支援	エ．就学援助制度以外の経済的支援により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	(2)(1)のキの内容
33	33	33	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	24	0	0	0	0	0	0	0	11	0	18	0	0	0	4	4
岩手県	盛岡市	○							○									○										○							
岩手県	宮古市	○							○										○											○					
岩手県	大船渡市	○							○										○															○	従来からの認定基準により判断しており、家計急変世帯への対応は実施していない。
岩手県	花巻市	○							○											○								○							
岩手県	北上市	○							○										○											○					
岩手県	久慈市	○							○											○								○							
岩手県	遠野市	○							○										○									○							
岩手県	一関市	○							○											○								○							
岩手県	陸前高田市	○							○											○														○	従来からの認定基準により判断しており、家計急変世帯への対応は実施していない。
岩手県	釜石市	○							○											○														○	従来からの認定基準により判断することとしており、家計急変世帯への対応は行っていない。
岩手県	二戸市	○							○											○										○					
岩手県	八幡平市	○							○										○											○					
岩手県	奥州市	○							○											○								○							
岩手県	滝沢市	○							○								○											○							
岩手県	雫石町	○							○											○										○					
岩手県	葛巻町	○							○											○										○					
岩手県	岩手町	○							○											○														○	新たな認定基準等の整備は予定していない。
岩手県	紫波町	○							○										○											○					
岩手県	矢巾町	○							○											○										○					
岩手県	西和賀町	○							○											○										○					
岩手県	金ケ崎町	○							○											○								○							
岩手県	平泉町	○							○											○										○					
岩手県	住田町	○							○											○								○							
岩手県	大槌町	○							○											○										○					
岩手県	山田町	○							○											○										○					
岩手県	岩泉町	○							○											○										○					
岩手県	田野畑村	○							○											○										○					
岩手県	普代村	○							○											○										○					
岩手県	軽米町	○							○											○										○					
岩手県	野田村	○							○											○										○					
岩手県	九戸村	○							○											○										○					
岩手県	洋野町	○							○								○											○							
岩手県	一戸町	○							○											○								○							

		4．就学援助制度の規模規定・認定基準について																							5．生活保護基準見直しによる準要保護への影響及び対応について										6．就学援助率
都道府県	市町村名	（3） 令和5年度当初における準要保護の認定基準（該当するものの全てに○）																			（4）（3）でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（5）（3）でツに○をした場合、市区町村民税課税最低限額に掛ける係数（倍率）	（6）（3）で手と回答した場合、その他の基準の内容	（7） 補足事項	4．（3）でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応							（4）（1）でイ、反映させない		令和4年度
		ア．生活保護に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付状況の悪い者、禁煙、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由しているお等で保護者の生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例．課税最低限度額の1.0倍、1.15倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．その他	倍	倍			ア．反映させる（新たな認定基準に更新）	イ．反映させない（従前の認定基準を継続）	ア．生活保護基準見直しの影響が生じる可能性があるため、対応している。（見直し後の生活保護基準に基づく保護の認定基準で否認定となった者は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など）	イ．生活保護基準見直しの影響が生じないと想定されるため、対応していない（準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等）	ウ．生活保護基準見直しの影響が生じると想定されるが、対応していない	エ．その他	（3）（2）でエとした場合のその内容	年	月	
33	33	22	19	16	15	14	25	6	3	11	13	5	3	12	8	16	9	6	0	7	31	0	7	3	12	13	7	3	2	0	0	13	13	
岩手県	盛岡市	○															○				1.3					○						平成25	8	15%未満
岩手県	宮古市	○	○	○	○	○	○			○	○			○		○				○	1.3		教育長が特に必要と認めた者	学校長の意見を基に就学援助の必要性を審査している		○					平成24	4	20%未満
岩手県	大船渡市	○	○				○									○					1.3				○		○							20%未満
岩手県	花巻市																○				1.5				○		○							10%未満
岩手県	北上市															○					1.4				○		○							10%未満
岩手県	久慈市	○					○										○				1.3					○						25	8	20%未満
岩手県	遠野市	○					○									○					1.3					○						H25	8	20%未満
岩手県	一関市	○	○	○		○	○							○		○					1.3				○		○							10%未満
岩手県	陸前高田市		○				○							○			○				1.3				○		○							10%未満
岩手県	釜石市	○					○										○				1.3					○						平成24	12	25%未満
岩手県	二戸市	○					○											○			1.3													20%未満
岩手県	八幡平市	○	○	○	○	○	○	○			○				○		○				1.3					○						平成27	4	20%未満
岩手県	奥州市																○				1.3				○		○							10%未満
岩手県	滝沢市																	○			1.3			特になし										20%未満
岩手県	雫石町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○					1.3					○						平成24	12	15%未満
岩手県	葛巻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1					○						H29	1	20%未満
岩手県	岩手町	○	○	○	○		○	○		○	○			○		○				○	1.3		災害その他特別な事情により、児童生徒の就学に支障があると認められる者			○						平成25	4	15%未満
岩手県	紫波町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.2					○						平成24	12	15%未満
岩手県	矢巾町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○				○		○	1.3		校長又は民生児童委員の意見を参酌し、教育長が特に援助が必要と認める者											15%未満
岩手県	西和賀町																	○			1.2													15%未満
岩手県	金ケ崎町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		その他、教育委員会が特に就学援助の必要があると認めた者	カの児童扶養手当の要件として全部支給であること（一部支給は認定要件に当てはまらない）		○						平成25	4	10%未満
岩手県	平泉町		○				○									○				○	1.2		家庭の経済状況等の聞き取りを行い、教育委員会が必要と認める者		○			○							15%未満
岩手県	住田町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					1.3				○				○						10%未満
岩手県	大槌町																○				1.3					○						平成24	12	15%未満
岩手県	山田町	○	○	○	○	○	○								○	○					1.3					○						平成25	8	20%未満
岩手県	岩泉町	○	○	○	○	○	○			○	○					○				○	1.2		その他町長が就学援助費の支給が特に必要と認められるもの。		○				○						25%未満
岩手県	田野畑村	○	○	○	○	○	○									○					1.3				○			○							15%未満
岩手県	普代村		○	○	○		○				○			○						○			母子又は父子家庭であり、前年の所得が125万円以下の世帯											15%未満
岩手県	軽米町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
岩手県	野田村	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○			○			1													20%未満
岩手県	九戸村						○									○					1.5				○			○						15%未満
岩手県	洋野町																○				1.5				○			○						15%未満
岩手県	一戸町	○					○											○			1.3													15%未満

7. 令和5年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	(5)補足事項
33	33	33	0	0	7	7	7	26	26	0	1	33	0	0	6	6	6	27	27	0	1	15	10	10	3	3	3	0	0	1	8	33	29	29	4	4	4	0	0	0	2	14
岩手県	盛岡市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	8,160								○	○	18,811								体育実技用具費の上限額について、スキー26,500円、スケート 11，810円(授業で使用する場合で1～3学年、4～6学年の各3年間に一度、1種類限りで、上記金額を限度とする)
岩手県	宮古市	○						○	18,000			○						○	54,060													○	○	19,457								・クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は学用品費に含む形で支給 ・通学用品費は認定日が4/30までの場合に支給。 ・校外活動費は上限額を設定のうえ、実費支給
岩手県	大船渡市	○			○	11,630	11,505					○			○	54,060	54,060					○			○	40,020	0				実績なし	○	○	23,740								
岩手県	花巻市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	18,414								
岩手県	北上市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	22,437								
岩手県	久慈市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	20,642								
岩手県	遠野市	○			○	11,630	11,406					○			○	54,060	54,060					○			○	8,000	8,000					○	○	22,517								
岩手県	一関市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	19,550								
岩手県	陸前高田市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,154								体育実技用品費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）、オンライン学習通信費、医療費については支給実績なし
岩手県	釜石市	○			○	11,630	11,377					○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	25,336								体育実技用具費（上限額）の内容は、スキー26,500円、スケート11,810円となっている。 通学用品費、新入学児童生徒学用品費等は4月1日認定の児童に限り支給する。 医療費は受診した医療機関への振込み、学校給食費は学校給食センター予算への振替支出としている。
岩手県	二戸市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	24,099								・通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし。 ・オンライン学習通信費は令和5年度より実施
岩手県	八幡平市	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	23,972								医療費、クラブ活動費は実績なし。
岩手県	奥州市	○						○	11,630			○						○	54,060			○								○	19円/km支給	○	○	19,491								
岩手県	滝沢市	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	18,452								体育実技用具費はスキー（上限26,500円）について支給する。
岩手県	雫石町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,339								医療費、実績なし、・オンライン学習通信費、令和5年度より予算計上のため、昨年度実績なし。
岩手県	葛巻町	○						○	13,900			○						○	54,060			○	○	0								○	○	26,740								
岩手県	岩手町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,393								
岩手県	紫波町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	24,152								クラブ活動費については支給実績なし。
岩手県	矢巾町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	20,689					
岩手県	西和賀町	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0							実績なし	○	○	21,519								
岩手県	金ケ崎町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	30,000							平均支給額については、令和5年度予算計上額	平均支給額については、令和5年度予算計上単価
岩手県	平泉町	○						○	11,630			○						○	51,060													○	○	24,526								
岩手県	住田町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,060	54,060															○	○	28,625								
岩手県	大槌町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,443								準要保護児童で医療機関受診なしのため、支給実績なし。
岩手県	山田町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	12,702								校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なしのため支給なし。
岩手県	岩泉町	○						○	11,630			○						○	54,060													○	○	20,093								
岩手県	田野畑村	○			○	※ 15,500	15,500				1年：13,230円、2～6年：15,500円	○			○	54,060	54,060															○	○	15,137								
岩手県	普代村	○			○	13,900	13,616					○			○	54,060	0			前年度支給		○	○	0								○			○	22,690	0			実績なし	・通学用品費、通学費、校外活動費（宿泊を伴わないもの、宿泊を伴うもの）、クラブ活動費、生徒会費については実績なし。 ・医療費については、村で助成しているため実績なし。学校給食費については、無償化を実施しているため実績なし。
岩手県	軽米町	○						○	11,630			○						○	54,060			○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,690					「通学費」「クラブ活動費」「オンライン学習通信費」「医療費」は支給実績なし 「学校給食費」は令和3年度からの学校給食費の無償化に伴い費目から除外
岩手県	野田村	○						○	11,630			○						○	54,060			○	○	0								○	○	32,750								
岩手県	九戸村	○			○	11,630	11,013					○			○	54,060	54,060														○	○	24,728								
岩手県	洋野町	○						○	11,630			○						○	54,060													○			○	22,690	22,690					
岩手県	一戸町	○						○	11,630			○						○	54,060			○									「通学費」:小学校及び中学校の児童生徒に対する通学費の補助に関する規定により当町では公共交通機関及び徒歩、自家用車を利用しなければならない要保護者を除く、町内全児童生徒に対し、通学費を補助していることから就学援助とし、その費目は設定しているが就学援助として支給はしていない。	○	○	25,256							

| 都道府県 | 市町村名 | 2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） | | |